

令和3年度卓越研究員事業
公募に係るQ & A

令和3年5月

(5月31日更新版)

文部科学省 科学技術・学術政策局

令和3年度卓越研究員事業公募に係るQ & A

目次

< 1. 事業各論 >	3
1-1. 研究機関からのポスト提示【研究機関向け】	3
1-2. ポストの公開（公募要領. P 8）【研究機関向け】	7
1-3. 申請者（若手研究者）関係（公募要領. P 6-8、研究者様式）【研究者向け】	8
1-4. 当事者間交渉（公募要領. P 9-10）	12
1-5. 卓越研究員の決定（公募要領. P 10-11）【研究機関向け】	14
1-6. 支援内容（公募要領. P 11-14）【研究機関向け】	16
< 2. 卓越研究員決定後の実施内容関係 >	19

< 1. 事業各論 >

1-1. 研究機関からのポスト提示【研究機関向け】

○研究機関の要件（公募要領. P 4-5）

Q1101 「日本国内に法人格を有する企業等（一般社団法人や一般財団法人（行政庁による公益認定を受けている公益社団法人及び公益財団法人を含む）を含む。なお、研究開発活動を行っていること。）」とあるが、「研究開発活動を行っていること」はどのように判断するのか。

A 実際に研究開発活動を行っている実績があるか、卓越研究員に対し、安定かつ自立した研究環境を提供できるような活動実態があるか、といった点を踏まえて判断します。

Q1102 一つの研究機関から提出するポスト数に上限はあるのか。

A 上限はありません。

○雇用形態（公募要領. P 5）

Q1103 テニユアトラック制は「一定の任期（5年程度）を付して雇用すること」とされているが、必ず5年でならないといけないのか。

A テニユアトラック制の雇用契約期間については、形式上単年度の雇用契約であったとしても、再任可であり、一定期間の後に無期転換に係る審査がある旨が明示されていれば可とします。

Q1104 申請の時点では、テニユアトラック制が整備されていないが、テニユアトラック制での雇用として申請して問題ないのか。

A 申請時点では必ずしもテニユアトラック制が整備されていなくても問題ありません。しかしながら、遅くとも当事者間交渉（事前連絡を含む）の開始段階では、テニユア審査基準の概要を候補者（事前連絡の場合は申請（予定）者）に明示し、雇用開始の段階では、関係規程が整備されている必要があります。

Q1105 テニユアトラック制と同趣旨の公正で透明性が高く、安定性の高い人事システムでの雇用とは、具体的には、どのような態様であればよいのか。

A ①機関外の審査委員、若しくは、少なくとも機関本部の者が審査に携わること、②一定期間の確実な雇用の確保と将来の見通しがつくことが必要です。そのため、例えば、以下のような雇用形態は要件に合致しないものと考えています。

- ・ 期限付きの競争的研究プロジェクト（例えば、3年間の時限プロジェクト）の資金により人件費が措置され、当該プロジェクトの終了とともに、雇用契約が終了し、その後、再度雇用する見込みがない場合
- ・ 雇用契約の任期が短く（1年間など）、再任回数が限定されている場合
- ・ 派遣労働契約に基づき、当該研究機関以外で研究活動を行う場合 等

具体的には、本事業の趣旨を踏まえ、各研究機関の実態に即して、個別に判断します。

任期や再任回数に制限がある場合であっても、機関において雇用の確保と将来の見通しを示す研究環境が最大限確保（例：10年程度の雇用の確保等）されれば、要件に合致するものと認める場合があります。

なお、提出された資料をもとに、要件への適合性が判断できない場合には、個別に追加の資料を求める場合もあります。

Q1106 「なお、研究機関が策定・公表する規程等に基づき、上位職（教授相当）の全員に再任回数の限度のある任期制を適用している機関においては、当該ポストでの雇用を可とする」とは、具体的には、どのような場合が想定されるのか。

A 本記載は、例えば、大学において、研究科等の組織単位において、当該組織に所属する全教員（教授等の上位相当を含む）に任期制が適用されている場合など、機関の規程上、当該組織には無期雇用の者が想定されない場合を念頭に置いています。

Q1107 必ず年俸制で雇用しなければならないのか。

A 本事業では、若手研究者の雇用の安定性という主目的に加え、全国の産学官の研究機関をフィールドとして活躍し得る若手研究者の新たなキャリアパスを開拓し、研究者の流動性の促進を狙っており、その阻害要因を取り除くため、原則として、年俸制での雇用を求めているところです。しかしながら、機関の規程等において、年俸制の適用が困難である場合においては、この限りではありません。

○研究環境（公募要領 P5）

Q1108 卓越研究員が研究責任者若しくは若手研究責任者として、自立した研究活動ができるような環境整備とは、具体的にどのようなものか。

A 具体的には以下のようなことを想定していますが、各機関やポストの特性に応じて、若手研究者の育成や活躍促進の観点に立って、卓越研究員に対して、必要な措置を講じてください。

- ・十分な研究スペースの確保
- ・適切な研究資金の措置
- ・メンターや研究支援員の配置など、研究支援体制の充実
- ・共用機器（実験装置等）の配置
- ・大学においては、卓越研究員が主任指導教員として、大学院生を自らの研究室に配属するなど、人的支援体制の整備とPIへの育成支援
- ・研究活動に関するエフォート50%以上の確保（50%以上の範囲内で、研究機関の特性に応じて、70%や80%などに設定することも可能）

なお、本事業において支援する科学技術人材育成費補助金の研究環境整備費の取扱いについては、「科学技術人材育成費補助金（卓越研究員事業）執行に係るQ&A」を参照願います。

Q1109 研究機関は、卓越研究員を採用した場合、当該者に対して、申請時に記載した研究計画をそのまま実施させなければならないのか。

A 申請時に記載する研究計画は、日本学術振興会における審査に使用するものであり、研究機関が卓越研究員を採用した場合に、その研究計画の実施が保証されるというものではありません。

本事業の目的を踏まえ、安定かつ自立した研究環境を構築し、卓越研究員本人が一定の研究テーマを設定できることは重要であり、当事者間交渉（事前連絡を含む）の中で、申請者（若手研究者）又は卓越研究員候補者と研究機関が相談して、採用後の研究計画を作成していくものと考えます。

Q1110 研究活動に関するエフォートが50%以上であることについて、機関で規程等を整備し、担保する必要があるのか。それとも、全業務時間の中で50%以上ということを示すことができればよいのか。

A 卓越研究員の研究活動に関するエフォートについては、機関の規程等により担保することまでは求めませんが、本事業により補助金を交付する場合には、その実績報告の際に、エフォート割合の報告を求めます。

Q1111 クロスアポイントメント制度の活用が推奨されているが、卓越研究員事業において本制度を活用することのメリットについて、どのように考えているのか。

A 一般的なクロスアポイントメント制度のメリットに加え、例えば、大学と企業など、異なる機関種間でクロスアポイントメント制度を活用する場合、これまで大学のみに関心をもっていた研究者が、新たに企業に着目する機会が増えるなど、本事業の背景にある産学官のセクター間を越えた研究者の流動性向上に資するものと考えます。

文部科学省としても、クロスアポイントメント制度を活用した取組については、好事例として、積極的に周知していきたいと考えています。

○留意事項（公募要領 P6）

Q1112 「企業においては、上記 b. c. の要件について、その特性を踏まえて、任期や職位・職責等を設定することを可能とします」とあるが、具体的には、どのような任期や職位・職責等を設定することが可能なのか。

A 独立した研究室を設けることや個人研究であることは必ずしも求めませんが、卓越研究員本人が一定の研究テーマを設定し、グループの中心として活躍することが可能となるポストであることが必要です。

○産学連携活動に係るポスト提示（公募要領 P13-14、研究機関様式）

Q1113 共同研究や受託研究の相手機関は決まっていけないのか。

A ポスト提示時点において、必ずしも決まっている必要はありません。

Q1114 研究機関_様式2の「共同研究又は受託研究のテーマ・内容」に記載した内容は、相手機関や卓越研究員の状況により、決定後に変更することは可能か。

A 卓越研究員と所属研究機関が相談し、採用後の研究計画や相手機関の状況に応じて、共同研究又は受託研究の内容を変更することは可能です。

Q1115 採用した卓越研究員が、共同研究又は受託研究に参画することが条件となっているが、どの程度の役割が必要か。

A 卓越研究員が研究内容・方針等を自ら決定し、研究を遂行することが求められます。複数人で実施する共同研究の場合には、卓越研究員が研究内容・方針等の決定に携わり、自身の研究テーマに係る研究を主体的に実施することが必要です。受託研究においては、卓越研究員が研究内容・方針等を自ら決定するとともに、委託先の大学等で行う研究に参加して研究を主体的に実施することが必要です。

Q1116 ポスト提示時点で、既に実施している共同研究又は受託研究に、卓越研究員を途中から参画させるポストとして提示することは可能か。

A 個別の状況を踏まえて判断しますので、文部科学省及び日本学術振興会に相談してください。

Q1117 1つの共同研究又は受託研究について、複数の研究者を募集する場合で、研究機関_様式2に記載する「卓越研究員に求める役割」が異なる場合は、ポストは分けて提示する必要があるか。

A 個別の状況を踏まえて判断しますので、文部科学省及び日本学術振興会に相談してください。

○インターンシップポストの提示（研究機関様式）

Q1118 インターンシップの実施を予定しているポストとして、研究機関_様式2の「インターンシップについて」に記載したポストは、必ずインターンシップを実施する必要があるか。また、インターンシップの実施期間や実施内容に定めはあるか。

A 選考においてインターンシップを実施することが必須ではありません。また、具体的な実施期間や実施内容は定めませんが、機関がインターンシップの内容を決めたうえで、必要に応じて、インターンシップを希望する卓越研究員候補者又は申請者と相談し、決定してください。

なお、「卓越研究員事業における年齢要件を満たし、企業において安定かつ自立した研究環境を得ることを希望する者で、トランスファラブルスキル等を習得したと文部科学省が認める者（世界で活躍できる研究者戦略育成事業プログラム修了者、特別研究員 PD・DC 経験者、卓越大学院プログラム修了者）について、「資格継続者と同等の研究力を有すると認められる者」として取り扱うこととし、当該者が卓越研究員事業に企業が提示したポストにおいてインターンシップを経験し、当事者間交渉の成立に至った場合、卓越研究員の資格継続者と同等の資格を有するものとして取り扱います。」としていますが、

この場合は、インターンシップの実施が必須となります。

1-2. ポストの公開（公募要領 P8）【研究機関向け】

Q1201 「文部科学省において、上記 1. に記載の要件への適合性の観点から確認を行い」とあるが、「適合性の観点」とは、具体的にどのような内容か。また、どのタイミングで確認がされるのか。

A 文部科学省は、主に、研究機関から提示されたポストの雇用形態や研究環境等要件に関する形式的な適合性を確認します。確認は、ポスト提示があれば随時行います。

なお、提出された資料をもとに、要件の適合性が判断できない場合には、個別に追加の資料を求める場合もあります。

Q1202 公募要領 P8 「ポストの提示期間は、令和 3 年 12 月 13 日（月）までとし、随時ポストの提示を受け付けます。」とあるが、卓越研究員決定者が令和 3 年度の予定人数に達した場合は、ポスト提示最終締切を早める可能性はあるか。

A 公募要領に記載のとおり、ポスト提示最終締切は令和 3 年 12 月 13 日（月）17 時です。本事業では、補助金の支援を希望しない機関からのポスト提示も受け付けております。

Q1203 卓越研究員の審査は 9 月予定となっているが、審査、決定の時期を超えて、12 月 13 日までポストを提示期間にしているのはなぜか。

A 審査時に、今年度支援を予定しております 20 名の枠が埋まらない場合、9 月以降も当事者間交渉を完了した者を、審査結果を踏まえ卓越研究員として決定する場合があります。また、本事業では補助金の支援を希望しない機関からのポスト提示も受け付けているため、12 月 13 日までを提示期間としております。

Q1204 一次締切後に提示したポストは、その後のポスト公開までの日数はどのようなスケジュールを予定しているか。

A 可能な限り 1 週間程度で公開予定としておりますが、ポスト提示一次締切の直後に申請いただいたポストについては、通常より時間がかかる可能性があります。

Q1205 卓越研究員の決定に際しては当事者間交渉の完了順（文部科学省が当事者間交渉完了報告書を受領した順）とのことだが、ポストの提示時期は卓越研究員決定には影響しないという理解でよいか。

A 早期にポスト提示をいただいた場合の方が、当事者間交渉がより早い時期に完了する可能性は高くなると思われませんが、それ以外に制度上、ポストの提示時期が卓越研究員決定に影響することはございません。

Q1206 JREC-IN Portal もしくは各機関の HP でもポスト情報を公開することとなっているが、卓越研究員事業へのポスト提示申請後、いつ公開すればよいか。

A 公開順について特に指定はありません。JREC-IN Portal においては、申請されたポス

ト情報が本事業のウェブサイト上に掲載される日付を目途に、JREC-IN Portal 事務局で調整し公開されます。各機関 HP においては、機関のご事情に応じて公開いただければと思います。いずれの場合も、その際、選考プロセスが公正で透明性の高いものとなるよう留意してください。

1-3. 申請者（若手研究者）関係（公募要領. P 6-8、研究者様式）【研究者向け】

○申請者（若手研究者）の要件（公募要領. P 6-8）

Q1301 「②令和4年4月1日現在、40歳未満（ただし、臨床研修を課された医学系分野に在籍した者においては43歳未満）の者」とあるが、例えば、病気休暇等で研究を中断した場合など、個別の事情がある場合、例外的に申請することはできるのか。

A できません。公募要領P6「申請者（若手研究者）の要件」のとおりです。

Q1302 「②令和4年4月1日現在、40歳未満（ただし、臨床研修を課された医学系分野に在籍した者においては43歳未満）の者」とあるが、臨床研修が必修化される平成16（2004）年以前に研修医として臨床に従事していた場合は、「臨床研修を課された医学系分野」に該当するのか。

A 平成16(2004)年以前の医師臨床研修制度において臨床研修を受けた場合においても、公募要領に記載する「臨床研修を課された医学系分野」に該当するものと見なします。

Q1303 「②令和4年4月1日現在、40歳未満（ただし、臨床研修を課された医学系分野に在籍した者においては43歳未満）の者」とあるが、雇用対策法との関係はどうなるのか。

A 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（旧雇用対策法）により、平成19年10月1日から、労働者の募集及び採用に当たって、年齢の制限を設けることができなくなっています（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第9条）。

一方、本事業は、若手研究者の安定的な雇用の促進を目的とする国の施策であることから、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第1条の3第1項第3号二に該当するため、第9条の適用除外となります。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律

（募集及び採用における年齢にかかわらず均等な機会の確保）

第九条 事業主は、労働者がその有する能力を有効に発揮するために必要であると認められるときとして厚生労働省令で定めるときは、労働者の募集及び採用について、厚生労働省令で定めるところにより、その年齢にかかわらず均等な機会を与えなければならない。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則

（募集及び採用における年齢にかかわらず均等な機会の確保）

第一条の三 法第九条の厚生労働省令で定めるときは、次の各号に掲げるとき以外のときとする。

(略)

三 事業主の募集及び採用における年齢による制限を必要最小限のものとする観点から見て合理的な制限である場合として次のいずれかに該当するとき

(略)

ニ 高年齢者の雇用の促進を目的として、特定の年齢以上の高年齢者（六十歳以上の者に限る。）である労働者の募集及び採用を行うとき、又は、特定の年齢の範囲に属する労働者の雇用の促進のため、当該特定の年齢の範囲に属する労働者の募集及び採用を行うとき（当該特定の年齢の範囲に属する労働者の雇用の促進に係る国の施策を活用しようとする場合に限る。）。

Q1304 「なお、出産又は育児により、合計3か月以上の間研究を中断した者（性別を問わない）については、個別の事情に応じ、1～2年程度、上記の年齢要件について配慮します」とあるが、当該場合について、年齢要件に配慮する趣旨は何か。また、具体的にどのように配慮するのか。

A 第6期科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）においては、「研究のダイバーシティの確保やジェンダード・イノベーション創出に向け、指導的立場も含めた女性研究者の更なる活躍を進めるとともに、自然科学系の博士後期課程への女性の進学率が低い状況を打破することで、我が国における潜在的な知の担い手を増やしていく」との認識の下、「男性・女性研究者双方が育児・介護と研究を両立するための環境整備やサポート制度等の充実を進める」とされています。こうした政府の方針や、本事業における研究者からの御要望等を踏まえ、出産又は育児により、一定の間、研究を中断した者については、性別を問わず、年齢要件に一定の配慮を行うこととしています。

具体的には、例えば、子供を1人出産し、育児したことにより、合計3か月以上の間、研究を中断した場合については、性別を問わず、下記のとおり、年齢要件を読み替えることを想定していますが、これに限るものではなく、出産又は育児に伴う研究中断に関する個別の事情を踏まえて判断させていただきます。

<例>

- ・子供が1人の場合：令和4年4月1日現在、41歳未満（臨床研修を課された医学系分野に在籍した者においては44歳未満）の者
- ・子供が2人以上の場合：令和4年4月1日現在、42歳未満（臨床研修を課された医学系分野に在籍した者においては45歳未満）の者

Q1305 「③直近5年間（2016年度以降）に研究実績（博士の学位を取得した者は、博士論文を含めてもよい）があること」とあるが、どのような実績があればよいのか。

A 論文、著書、産業財産権（特許権等）、招待講演、受賞など、研究活動に従事していることが確認できる実績・成果を想定しており、特に限定はしていません。

Q1306 「令和2年度公募において、候補者に決定され、当該年度中にポストを提示した研究機関との当事者間交渉が完了しなかった者は、最長で令和4年度まで候補者資格の継続が可能です」とあるが、令和4年4月1日現在で40歳となるため、令和3年度公募における申請者（若手研究者）の年齢要件を満たさなくなる。この場合、候補者資格の継続は可能か。

A 可能です。候補者資格の継続をする場合、年齢要件は適用されません。令和3年度の申請者（若手研究者）の申請期限（令和3年6月10日）までに、候補者資格の継続申請を完了してください。

Q1307 令和3年度より、「卓越研究員事業における年齢要件を満たし、企業において安定かつ自立した研究環境を得ることを希望する者で、トランスファラブルスキル等を習得したと文部科学省が認める者（世界で活躍できる研究者戦略育成事業プログラム修了者、特別研究員PD・DC経験者、卓越大学院プログラム修了者）について、「資格継続者と同等の研究力を有すると認められる者」として取り扱うこととし、当該者が卓越研究員事業に企業が提示したポストにおいてインターンシップを経験し、当事者間交渉の成立に至った場合、卓越研究員の資格継続者と同等の資格を有するものとして取り扱います。」とあるが、当該事業経験者で令和4年4月1日現在、40歳未満であれば認められるのか。

A 認められます。記載されている事業経験者で、令和4年4月1日現在、40歳未満の者が、当事者間交渉において企業が提示したポストにインターンシップを経験した上で採用が決まった場合には、卓越研究員として認める場合があります。

Q1308 「トランスファラブルスキル等を習得したと文部科学省が認める者（世界で活躍できる研究者戦略育成事業プログラム修了者、特別研究員PD・DC経験者、卓越大学院プログラム修了者）」について、例えば、海外特別研究員経験者等、括弧内に記載のある事業以外の者は認められるのか。

A 括弧内に記載のある事業以外に海外特別研究員経験者も該当します。

Q1309 卓越研究員の候補者資格の継続が可能な者は、候補者資格の継続について申請を行った場合、即座に候補者となるのか。

A 公募要領P7の「c. 留意事項」に記載のとおり、令和3年度の申請者（若手研究者）の申請期限（令和3年6月10日）までに継続申請の手続きをしていただき、その申請手続きに問題がなければ候補者資格継続者として取り扱われます。電子申請システム上で、申請書の提出が完了すると、申請者向けメニュー画面の申請状況に「学振受付中」と表示されます。申請期限までに「学振受付中」となっていることを確認してください。申請期限後、申請書が受理されましたら、申請状況が「学振受理」に変わります。

Q1310 「①8月末日までに当事者間交渉の成立に至った者」および「②8月末日までに当事者間交渉の成立に至らなかった者」の双方について書面審査とあるが、当事者間交渉の成立の有無は書面審査に影響を与えるか。「①8月末日までに当事者間交渉の成立に至

った者」が優先的に審査されるということか。

A 書面審査は、①と②を分けずを実施しますので、当事者間交渉の成立の有無が書面審査に影響を与えることはありません。

ただし、書面審査の結果を踏まえ、文部科学省が卓越研究員候補者として決定した場合、原則として当事者間交渉が完了した順番に卓越研究員に決定されますので、そういう点では①の方が「優先的に卓越研究員に決定される」と言えます。

○研究者様式等

Q1311 申請者（若手研究者）が電子申請システムで入力する「分野」については、申請書の（研究者_様式2）に記入する「①卓越研究員として取り組みたい研究テーマ」（研究目的・内容等）に係る研究分野と整合するものでなければならないのか。

A 卓越研究員候補者選考委員会における審査は、申請者（若手研究者）が電子申請システムで入力した「分野（研究分野、研究内容（中区分）、研究内容（小区分）」に基づき割り振られた委員（複数名）が、当該申請者から提出された申請書類（研究者_様式1（別紙を含む）・2）について審査を行いますので、これを踏まえて分野の選択及び申請書類の作成を行ってください。

Q1312 （研究者_様式2）「①卓越研究員として取り組みたい研究テーマ」について、研究計画の期間が定められていないが、どの程度の期間を念頭に置けばよいか。

A 卓越研究員に対する本事業に係る補助金の補助期限（5年間）に限定せず、分野ごとの特性も踏まえ、課題設定や問題意識を含め、申請者（若手研究者）が研究に関する構想を柔軟に記入することができるよう、研究計画の期間に関する定めは設けないこととしています。

Q1313 卓越研究員候補者決定後または申請時においてポスト提示機関に提供された申請書情報の内容（研究業績・経歴等）に進展があった場合、機関が参照する申請書情報を更新することは可能か。

A ポスト提示機関へ提供する申請者情報または候補者情報は、申請時点の研究者_様式1及び様式1別紙であるため、卓越研究員候補者決定後に申請時の内容が進展している場合でも、申請書類を差し替えることはできません。

○卓越研究員候補者の選考等（公募要領 P8-9、審査要領）【研究者向け】

Q1314 審査の結果、卓越研究員候補者とならなかった場合、結果だけでなく審査の詳細（申請者ごとの審査内容、卓越研究員候補者とならない理由等）も本人に通知されるのか。

A 審査の詳細について、申請者本人に通知する予定はありません。また、本事業に係る審査要領に記載のとおり、審査の内容や経過等についての問合せには応じられません。

1-4. 当事者間交渉（公募要領 P9-10）

Q1401 「当事者間交渉」とは何か。

A 研究機関と申請（予定）者である研究者又は卓越研究員候補者が個別に交渉を行うこと、各研究機関における採用手続に基づき採用（予定）者が決定されることなどを考慮し、ポストを提示した研究機関と研究者が自由に連絡を取り合うことを、本事業においては、「当事者間交渉」とよびます。

各機関の採用スケジュールの都合により、卓越研究員候補者決定前から研究者と連絡を取り合い、内定者の選考を進めることを可能としており、このようなスケジュールのポストを本事業では「事前連絡」が必要なポストとしています。なお、当該ポストを希望する研究者が卓越研究員候補者決定前から当事者間交渉に向けて動く必要があることが分かるよう、公開するポスト情報には、「事前連絡」の要・不要を明示します。

Q1402 「透明・公平な選考プロセスとしてください」とあるが、具体的には、どのようなプロセスを経る必要があるのか。

A 例えば、各研究機関における選考に当たって、当該ポストの属する組織（研究室、研究科等）のみではなく、機関本部も当該選考の判断に加わることが必要と考えます。

また、本事業へ申請した後、ポストの公開がなされた時点において、既に採用者が決定しているポストについては、公正性を満たしていないと考えます。

Q1403 卓越研究員候補者又は申請者は、当事者間交渉（事前連絡含む）において複数の機関に対して同時に交渉を進めることは認められるか。

A 通常の応募手続と同様に、当事者間交渉においても、複数の機関に対して同時に交渉を進めることは可能です。

Q1404 卓越研究員候補者又は申請者は、卓越研究員事業の申請書へ記載した研究分野以外の分野が設定されたポストにおいても当事者間交渉（事前連絡含む）を行うことは可能か。

A 申請書へ記載いただく研究分野は、基本的に審査を希望する研究分野となります。また、研究機関においては、複数分野を募集することで新たな研究領域の開拓を促すなど、分野を指定せずにポスト募集を行っている場合もあります。このため、申請書へ記載した研究分野以外でも、これまでの研究経験が活かせるようなポストとの当事者間交渉など、幅広く活躍の機会を見出せるよう、自由に当事者間交渉を行っていただくことが可能です。

Q1405 公開されたポストについて、当該ポストを提示した研究機関は、必ず卓越研究員候補者の中から研究者を選考し、採用しなければならないのか。

A 公開されたポストであっても、卓越研究員候補者又は申請者との当事者間交渉が上手くいかなかった場合や、当該ポストを希望する候補者等が存在しなかった場合などに、機関独自の採用プロセスを経て、候補者等以外の研究者を採用することを妨げるもので

はありません。しかしながら、公募要領P6の「e. 留意事項」に記載のとおり、申請者（若手研究者）の申請期限終了（令和3年6月10日）までは、採用予定者の内定等を行わないようにご留意ください。

Q1406 採用予定の候補者又は申請者の能力等に鑑み、ポスト公開で明示した職種から変更して採用することは可能か。

A 採用予定者の能力や経験等の考慮により、各機関の規則に則った職種で採用することは妨げませんが、事前に、変更することがあり得るなどポストの詳細情報として明示いただくなど申請者への配慮をお願いします。

Q1407 申請者（若手研究者）からの申請期限（令和3年6月10日）終了後であれば、当事者間交渉（事前連絡を含む）を行った研究者に内定を行い、即雇用を開始してもよいか。

A 採用時期について、特段の制限はありませんので、卓越研究員候補者の決定前であっても、公開されたポストにおいて、雇用を開始することは可能です。

ただし、早期に採用予定者を決める場合、各ポストに係る当事者間交渉（事前連絡を含む）の開始時点において採用予定者が決まっていたなどと誤解を招くことがないように、特に公正で透明性の高い選考プロセスとなるよう、配慮してください。

また、本事業に係る補助金の交付申請を検討している機関におかれては、卓越研究員の決定、補助金の交付決定を経て、補助金を使用することが可能になることに留意してください。

Q1408 当事者間交渉（又は事前連絡）の応募期限を設定していたが、想定よりも応募者数が多く、当初予定の選考スケジュールを前倒しして選考を開始する必要がある場合、応募期限を待たずに受付を終了し、選考を開始しても差し支えないか。

A 基本的に申請者や卓越研究員候補者の不利益が生じる可能性のある変更は不可とします。スケジュールを前倒しした場合、明示されていた期限に応募しようとした研究者が受け付けられない可能性があるため、一度示したスケジュールの前倒しは行わないようにしてください。

Q1409 当事者間交渉において、卓越研究員候補者又は申請者が希望する機関に提出する書類は、文部科学省に卓越研究員事業の申請をする書類と同一でもよいか。

A 各機関へ卓越研究員候補者又は申請者が提出する書類については、各機関の判断に任せますが、申請する研究者の負担を考慮することが望ましいと考えています。なお、2018（平成30）年度公募より、本事業の研究者様式において、「評価書」を求めないこととしているため、各機関においては、その点ご留意ください。

Q1410 同一のポストについて、申請書の（研究機関_様式2）の「(12) 事前連絡の要否」を「要」・「不要」の二通りで別々に提示することは可能か。

A お尋ねのような形でのポストの提示は不可とします。

Q1411 公募要領P6の「Ⅱ. 1. e. 留意事項」において、各研究機関は、「申請者（若手研究者）の申請期限終了（令和3年6月10日（木）17時）までは、採用予定者の内定等を行わないように留意してください」とあるが、なぜ申請期限終了まで「内定等」を行ってはならないのか。

A 研究者が本事業への申請を検討している間に、公開されているポストの採用予定者が決まってしまうことは、申請を予定している研究者にとって不利益となる恐れがあるため、事前連絡を必要とするポストであっても、研究者の申請期間中は、採用予定者の内定等を行わないようにご留意ください。

○卓越研究員候補者資格継続者との当事者間交渉

Q1412 公募要領P7の「Ⅱ. 2. c. 留意事項」に記載の「候補者資格の継続を申請」した場合、どのように当事者間交渉を行うことになるのか。

A 令和3年度公募に申請する研究者と同様、ポストを提示した研究機関が公表する選考プロセスやスケジュールに沿って、当事者間交渉を行っていただきます。このため、例えば、卓越研究員候補者の決定前から事前連絡を行う必要のあるポストについては、研究機関の定める期限内に、当該研究機関に連絡を取る必要があります。

Q1413 各研究機関は、候補者資格継続者のみ、又は、令和3年度公募の申請者（候補者）のみを対象として当事者間交渉を行ってよいか。

A 各研究機関における当事者間交渉に係る選考プロセスを公正で透明性の高いものにするため、候補者資格継続者のみ、又は、令和3年度公募の申請者（候補者）のみを対象としたような選考プロセスにならないようにご留意ください。

1-5. 卓越研究員の決定（公募要領. P10-11）【研究機関向け】

Q1501 研究機関が文部科学省に（研究機関_様式3）「当事者間交渉完了報告書」を提出する段階で、卓越研究員候補者又は申請者と雇用契約を締結している必要はあるのか。また、当事者間交渉が完了した日と、雇用を開始する日が異なっても、問題はないか。

A 研究機関が文部科学省に対して特定の卓越研究員候補者又は申請者との「当事者間交渉完了報告書」を提出する段階では、雇用契約を締結している必要はなく、また、当事者間交渉が完了した日と雇用を開始する日が異なっても構いません。当該研究者が候補者として決定する前から雇用を開始することは可能です。ただし、補助金の交付は卓越研究員として決定した後になりますので、ご留意ください。

Q1502 公募要領P10の「6.（1）」に記載の、「卓越研究員として決定する者は、以下のやむを得ない事由を除き、出身研究室及び現所属研究室以外で研究を遂行する者であることを原則とします。」について、「提示されているポストの部局に現在在籍しているが、研究グループが異なる場合」は該当するのか。

A 公募要領に記載のとおり、卓越研究員の決定は、文部科学省において行いますので、出身研究室、現所属研究室に該当するかどうかは、文部科学省において個別に判断することとなります。

Q1503 公募要領 P12-13 の「7.【A】b.③」に記載の、公開したポストに卓越研究員候補者以外の若手研究者を採用した場合については、追加支援の上限が「令和3年度に採用され、各年度に在籍する（1年度目においては当該年度に決定した）卓越研究員の数」となっている。卓越研究員の数より多い候補者以外の若手研究者を採用した場合、（研究機関_様式7）「若手研究者要件確認票」は、機関において上限の人数分の若手研究者を選んで提出すればよいか。

A 採用した候補者以外の若手研究員が卓越研究員の数より多くなった場合でも、全員分の（研究機関_様式3）「当事者間交渉完了報告書」への記載及び（研究機関_様式7）「若手研究者要件確認票」の提出をお願いします。ただし、補助金交付の上限額は公募要領に記載のとおり、当該年度に採用した卓越研究員の数により決まります。

Q1504 公募要領 P11 「令和3年度より、（卓越研究員事業でのポスト提示はしていないが）JREC-IN Portal にポストを提示している企業が、新規申請者、資格継続者を採用した際、当該ポストが卓越研究員事業のポスト要件を満たすと文部科学省が判断した場合に限り、当該ポストを卓越研究員事業により提示されたポストと同等のものとして取り扱うこととします。」とあるが、企業とは具体的に何を指すのか。

A 日本国内に法人格を有する企業を指します。なお、研究開発活動を行っていることが必要です。

Q1505 公募要領 P11 「新規申請者、資格継続者を採用し、卓越研究員としての決定を希望する企業は、文部科学省に対し、当該ポストが卓越研究員事業のポスト要件を満たすかどうか確認を求める連絡が必要になりますのでご注意ください。」とあるが、どこへ連絡をしたらいいのか。

A 新規申請者又は資格継続者を採用した機関で卓越研究員としての決定を希望する機関は、当事者間交渉終了後に以下へメールにてご連絡ください。ただし、申請者が審査において卓越研究員と認められない場合は、補助金の交付は認められませんのでご注意ください。

文部科学省 科学技術・学術政策局 人材政策課人材政策推進室 基礎人材推進第一係
E-Mail : takuetsu@mext. go. jp

Q1506 当事者間交渉は成立したものの当該研究者が卓越研究員候補者として認められず、卓越研究員として決定されなかった場合、ポスト提示機関側から当該研究者の採用内定を取り消すことは可能か。

A 採用上のルールについては、学内規定や法律上の観点から問題ないか確認のうえご判断ください。

Q1507 1ポスト（1名採用）のポストだが、新規申請者の場合、当事者間交渉が成立した研究者が卓越研究員候補者とならないケースも考えられるため、優先順位を付けた上で、複数の採用予定者を、当事者間交渉が完了した者として記載し、当事者間交渉完了報告書を提出することは可能か。

A 採用上のルールについては、学内規程や法律上の観点から問題ないようにご対応ください。

Q1508 公募要領 P11 「補助金の交付を希望しない場合や補助金による支援の対象とはならないが卓越研究員として決定を希望する場合は、予定人数を超えても卓越研究員として決定することがあります。」とあるが、卓越研究員候補者本人だけの希望によるのか、ポスト提示機関だけの希望によるのか、あるいは両者の希望が必要なのか、具体的な手続き方法はどうか。

A 具体的な手続きは特に定めていませんが、補助金による支援対象にはならないことを前提で当事者間交渉完了報告書を提出いただいたときに、当該研究者を支援対象とはならない「卓越研究員」と決定することになります。完了報告書の提出が必要という意味では両者の希望ないし合意は必要になるかと思えます。

Q1509 ポスト提示機関は、各機関から文部科学省への当事者間交渉完了報告書の提出状況や卓越研究員の決定状況を知ることは可能か

A 検討中

Q1510 公募要領 P11「補助金による支援の対象とはならないが卓越研究員として決定を希望する場合は、予定人数を超えても卓越研究員として決定することがあります」について、この場合、卓越研究員としての称号が付与されるのみで、卓越研究員決定後5年度目までを通して、補助金の支援対象にはならないのか。

A 補助金の対象にはなりません。

1-6. 支援内容（公募要領 P11-14）【研究機関向け】

Q1601 公募要領 P10「令和3年度に公開されたポストについて、令和3年9月から令和4年3月末までに交渉が完了した候補者や、交渉の結果、令和4年度から雇用開始となった候補者についても、卓越研究員として決定し、補助金による支援対象となる可能性があります」とあるが、どのような基準で補助対象を決めるのか。また、該当者全員が補助対象となるのか。

A 令和3年度の卓越研究員の決定状況や、令和4年度以降の本事業に係る予算の状況次第となります。

Q1602 公募要領 P12「研究費として、卓越研究員の決定後1～2年度目（翌年度に雇用開始となり、補助金による支援対象となった場合は2～3年度目）に限り、卓越研究員一人当たり2年間で1,200万円を上限として支援します」とあるが、翌年度に雇用開始

となった場合、研究環境整備費は2年度目から5年間支援されるのか。

A 研究環境整備費は、卓越研究員の決定後1～5年度目に支援を行います。卓越研究員の研究費が2～3年度目に支援される場合であっても、研究環境整備費による支援は、卓越研究員として決定された年度（この場合、雇用開始の前年度）を含めて5年間となります。

Q1603 公募要領 P11-12 の「7. (1) 補助対象となる経費」に「令和3年度から支援を開始する卓越研究員に係る一研究機関当たりの補助金総額の上限は1億円とします」とあるが、これは一つの研究機関に対する令和3年度中に支援を開始する卓越研究員に係る補助金総額の上限であり、平成28年度から令和2年度に支援を開始した卓越研究員に係る補助金は含まれないと考えて良いか。

A 今回の令和3年度の公募要領において上限を設定している補助金総額は、令和3年度に採用した卓越研究員に係る令和3年度の補助金総額の上限であり、平成28年度から令和2年度に支援を開始した卓越研究員に係る補助金は含みません。

Q1604 公募要領 P12 の「7. 【A】 b. ①」に、申請者の申請期限（6月10日）の時点において、直近1年以上日本国外の研究機関に所属していた卓越研究員を採用した場合には、300万円を上限に支援する旨の記載があるが、日本国外の研究機関とはどのようなものを想定しているか。また、外国人も対象となるのか。

A 日本国外の大学や研究所または企業などを想定しています。なお、日本の研究機関や日本国外の研究機関のどこにも所属せずに日本国外において研究活動を行っていた者についても含むものとします。また、実際に勤務している研究施設の住所が日本国外であることをいいますので、日本の研究機関に所属していても実際に勤務している研究施設の住所が海外にある場合は対象となります。

また、「直近1年以上」とは連続して研究施設の住所が日本国外である必要があり、単に共同研究等で、国内外を頻繁に往復しているものは当てはまりません。

上記の条件に当てはまった場合は、日本国外の研究機関に所属する外国人研究者も対象となります。

Q1605 公募要領 P13 及び P14 において、卓越研究員（及び若手研究者）が採用されたポストから異動した場合には「その翌年度から」「支援は行わないこととします」とあるが、補助事業を実施している年度の途中で卓越研究員等が異動することとなった場合、当該年度に支援を受けている補助金の取扱いはどのようになるのか。

A 年度の途中で卓越研究員（又は若手研究者）が異動することとなり、研究機関へ当該年度の補助金を交付決定するにあたり補助金額を計算する基準となった人数に変更がある場合は、補助事業の廃止手続き又は事業内容の変更手続きを取り、異動時点で未執行の補助金について返還していただく必要があります。

Q1606 公募要領 P13 及び P14 において、卓越研究員（及び若手研究者）が採用されたポストから異動した場合には「その翌年度から」「支援は行わないこととします」とあるが、採用された研究機関内でポストを異動する場合も同様に、翌年度からの支援は受けられなくなるのか。

A 研究機関内の異動であっても、卓越研究員に決定された際の採用ポストとは勤務条件等が異なる別のポスト（研究エフォート 50%を確保できない、公開したポストではない等）に異動する場合は、他機関に異動する場合と同様に、補助金は交付されなくなります。ただし、例えばテニユア審査を前倒しして実施し、早期にテニユア職に就くことになるが当初の採用ポスト（研究環境等）から逸脱しないことを確認できるのであれば、継続して支援対象となる場合があります。異動の予定がある場合は、早急に文部科学省及び日本学術振興会へ連絡してください。

Q1607 公募要領 P13 及び P14 において、卓越研究員が当初の研究機関から異動した場合には、その翌年度より補助金の支援を行わないが、「令和 4 年度以降に本事業において新たに公開されるポストへ卓越研究員が異動した場合」には、異動先の研究機関に対して、その翌年度より「補助金による支援を引き続き行うことがあります」とある。この「新たに公開されるポストへ卓越研究員が異動した」場合、新たな異動先機関に対しては、本事業に係る補助金による研究環境整備費は 1 年度目として支援されるのか。

A 研究環境整備費の支援は、卓越研究員として決定した年度を起算として最長 5 年間実施します。令和 3 年度の卓越研究員が令和 4 年度に公開されたポストに令和 4 年度中に異動となった場合は、令和 5 年度から 3 年度目としての支援となります。

Q1608 公募要領 P35 の別表－3 の産学連携活動費を使用できる経費の種類に、「共同研究費」及び「委託研究費」があるが、それらの経費の大学等における執行内訳について企業側はどの程度把握し、補助金の申請時や補助事業の実績の報告時にどの程度の内訳を報告することになるのか。

A 申請時は、共同研究又は受託研究（以下「共同研究等」という。）の契約に基づき見込まれる内訳により記載してください。実績報告時には、共同研究等の契約に基づき実際に支出した金額について、「共同研究費」及び「委託研究費」により報告してください。大学等における執行内訳については報告する必要はありませんが、共同研究等の契約に基づく実績報告や成果報告等により、可能な範囲で確認・把握するようにしてください。

Q1609 公募要領 P13-14 の「7. 【B】産学連携活動費」に、「卓越研究員の決定後 1～5 年度目に、その共同研究等に係る契約に基づき、企業が負担する産学連携活動費の 1/2 を上限に各年度 1,000 万円まで支援します。」とあるが、産学連携活動費の支援を受ける共同研究又は受託研究が 5 年間継続しない場合は、契約終了後の残りの期間について、補助金の支援は受けられないのか。

A 契約終了後、翌年度から【A】卓越研究員の研究費及び研究環境整備費の支援に切り

替えることが可能です。切り替えを希望する場合は予め文部科学省へ連絡してください。ただし、切り替えた後に、再度【B】産学連携活動費の支援に切り替え直すことは不可となります。また、切り替えた後の補助金の支援期間は、初めから【A】を選択した場合と同様に、卓越研究員として決定した当該年度を1年度目として、研究費は2年度目及び研究環境整備費は5年度目までの支援となります。なお、年度の途中で【B】から【A】の支援に切り替えることはできません。年度の途中で契約が終了する場合は、契約終了日をもって当該年度の補助事業期間は終了となります。

Q1610 公募要領 P12-14「7. (1) 補助対象となる経費」の、【A】卓越研究員の研究費及び研究環境整備費の支援と【B】産学連携活動費の支援とを、年度によって切り替えることは可能か。

A Q1609 と同様に、【B】産学連携活動費の支援から【A】卓越研究員の研究費及び研究環境整備費の支援に切り替えることは可能ですが、【A】から【B】に切り替えることは不可となります。

< 2. 卓越研究員決定後の実施内容関係 >

Q2001 卓越研究員の研究活動に関するエフォートが 50%以上確保されていることが求められているが、この 50%以上の確保には、卓越研究員が獲得した他の外部資金による研究活動も含まれるのか。

A 本補助金による研究活動の他、当該卓越研究員が獲得した科学研究費補助金等の外部資金による研究活動も含まれます。

Q2002 大学において、講義の担当、学生への研究・論文の指導、学務や教務関連の業務等に卓越研究員を従事させることは可能か。

A いずれも可能ですが、本事業においては、研究活動に関するエフォートが 50%以上確保されている必要があります。学生への研究・論文の指導が研究活動の一環である場合には研究エフォートの範囲に含まれ得ます。一方、講義の担当など、学務や教務関連の業務等は研究活動に含まれ得ませんので、研究活動以外のエフォートの範囲内で従事する必要があります。

Q2003 公募要領 P5の「c. 研究環境」において、卓越研究員のポストの要件として、研究活動に関するエフォートが 50%以上であることが求められているが、卓越研究員の研究費に係る補助金が交付されない年度においても同様のエフォートが求められるのか。

A 卓越研究員を受け入れるポストの研究環境に関する要件として、研究活動に関するエフォートを 50%以上としているので、研究費に係る補助金の支援がない年度においても、研究環境整備費に係る支援が継続している補助事業期間中は遵守していただく必要があります。

Q2004 卓越研究員の研究活動に関するエフォートが 50%以上確保されていなかった場合、研究費に係る補助金は減額されるのか。

A お尋ねのような場合、研究活動に関するエフォートを 50%以上確保するための改善策の提出を求め、その後、改善がなされない状況であれば、減額となる場合があります。

Q2005 「卓越研究員」として決定されたことによる効力は、いつまで続くのか。また、いつまで「卓越研究員」と名乗ってよいのか。

A 「卓越研究員」として決定されたことによる効力としては、一義的には、雇用された研究機関を通じて、一定の期間、国から研究費等の支援を受けることができるという点があり、これは最大 5 年間（研究費支援は 2 年間）です。また、「令和 3 年度卓越研究員」といった形で、決定された年度を冠して「卓越研究員」と名乗ること自体は、ある年度に卓越研究員に決定された事実を示すものとして、年限を定めるものではありません。ただし、テニユア研究者として相応しいか否かの判断は、卓越研究員を雇用する各研究機関が行うものであり、また、当該卓越研究員の中長期的な「研究者」としての評価は、研究者コミュニティにおいてなされていくものと考えています。

Q2006 本事業により得た研究成果を発表する際、謝辞の記載はどうすればよいのか。

A 卓越研究員事業により支援を受けたことを謝辞に記載する場合の記載例は、次のとおりです。令和 2 年度からは、卓越研究員に決定した際に卓越研究員番号を個別に付与します。例えば、当該番号が「2021L0123」である場合、L を除いた数字 8 桁「20210123」を「JPMXS03」の後に続けた番号としてください。

(和文)

謝辞：本研究は、文部科学省の卓越研究員事業 JPMXS0320210123 の支援を受けたものです。

(英文)

Acknowledgement: This work was supported by MEXT Leading Initiative for Excellent Young Researchers Grant Number JPMXS0320210123.

なお、令和元年度以前の卓越研究員決定者につきましては、番号（JPMXS032021～）を除いた記載をお願いいたします。